

令和7年第8回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和7年12月1日(月)午前8時58分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 田村 明、飯塚 巧作、木村 信悦、櫻庭 一則
- 4 欠席者
- 5 事務局 書記 宮田 孝志郎、檜森 大樹、三浦 徹斗

- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第54号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第55号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第29号 登録の移替えをした者について
 - 報告第30号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第31号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 報告第32号 裁判員候補者の予定者の選定について
 - 報告第33号 検察審査員候補者の予定者の選定について
 - 議案第56号 90日特例の規定により同時に選挙を行うことについて
 - 議案第57号 三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の期日等について

 - 議案第58号 令和8年3月の定時登録日を定めることについて

午前8時58分

宮田書記 おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは令和7年第8回三種町選挙管理委員会を開催いたします。木村委員長からご挨拶をいただき、その後の進行の方もよろしく願いいたします。

木村委員長 インフルエンザ等流行っておりますので健康には十分ご留意しながら、来春の町の選挙に向かって行ければと思います。

本日は、12月定時登録関係と町選挙関係の議案となっておりますのでご審議の程よろしく願います。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、飯塚委員と櫻庭委員をお願いいたします。

それでは、定時登録関係ということで。議案第54号「選挙人

名簿に登録することについて」事務局から説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第54号ですが、12月定時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

前回の9月定時登録の後に、18歳に達した者及び転入から3箇月を経過した18歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は1と2に記載しています。

1の新有権者登録は、平成19年9月3日から平成19年12月2日までに生まれた方が対象で、人数は、男10人、女13人、計23人です。

2の転入登録は、令和7年6月2日から令和7年9月1日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男10人、女12人、計22人です。

よって、12月定時登録における登録者総数は、男20人、女25人、合計45人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁に記載しております。

説明は以上です。

木村委員長

はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

それでは名簿のとおり登録ということで、議案第54号は原案どおり決定します。次に、議案第55号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第55号は、12月定時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

前回の9月定時登録の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は1と2に記載しております。

1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和7年9月1日から令和7年11月30日までの方が対象で、人数は、男48人、女48人、計96人です。

2の転出抹消者は、令和7年5月1日から令和7年7月31日

までに町から転出した方が対象で、人数は、男30人、女24人、計54人です。

よって、12月定時登録における抹消者総数は、男78人、女72人、合計150人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の3～5頁、転出抹消は6～7頁に記載しております。説明は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第55号を原案どおり決定し、名簿のとおり抹消することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第29号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

檜森書記 はい。報告第29号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

前回の9月定時登録では、8月31日までの町内転居に係る移替えを報告しておりますので、今回の報告の対象は、9月1日から11月30日までに町内転居された方です。人数は、男6人、女21人、計27人です。

対象者については、別冊名簿の8～9頁に掲載しております。

報告は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、報告第29号は以上といたします。続きまして、報告第30号「選挙権を有する者の50分の1の数について」と、報告第31号「選挙権を有する者の3分の1の数について」は関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

檜森書記 はい。報告第30号は有権者の50分の1の数を、報告第31号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の

数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案5頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。初めに、有権者数になりますが、前回の登録者に新規登録45人を加え、抹消150人を引いた12,580人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、6頁に記載のとおり252となり、3で除した数は、7頁に記載のとおり4,194となります。

報告は以上です。

木村委員長 はい。報告第30号、第31号について、よろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第30号、第31号については、以上といたします。続きまして、報告第32号「裁判員候補者の予定者の選定について」と、報告第33号「検察審査員候補者の予定者の選定について」は関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いします。

檜森書記 はい。報告第32号は、当町の選挙人名簿から裁判員候補者の予定者を選定したことについて、報告第33号は、検察審査員候補者の予定者を選定したことについて、報告するものでございます。

別冊資料の選定録をご覧ください。予定者の選定は、9月3日の午後1時から実施しました。最高裁判所から提供されているくじのプログラムを使用し、9月定時登録時点の選挙人名簿から無作為に抽出を行いました。裁判員候補者の予定者の割当ては20人、検察審査員候補者の予定者の割当ては81人で、選定結果についてはこちらに記載のとおりです。報告は以上です。

木村委員長 それでは名簿をご確認いただき、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、報告第32号、報告第33号については以上といたします。続きまして、議案第56号「90日特例の規定により同時に選挙を行うことについて」事務局より説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第56号は、9月定例会の際に御説明しました、投票率の向上や選挙執行経費の節減等を目的として、90日特例を適用した任期満了による三種町長選挙と三種町議会議員一般選挙を同時に執行したいとするものです。

90日特例の詳細につきましては、9月定例会の際に御説明したとおりとなりますので省略させていただきます。説明は以上となります。

木村委員長 はい。今事務局から説明がありましたが、90日特例の内容については、9月1日開催の選挙管理委員会の際に説明を受けておりました。同時選挙が可能であり、同時執行による様々なメリットがあるということですが、皆さんいかがでしょうか。

櫻庭委員 過去に同時執行について不都合な点等あったことはあるか。

事務局 特段ない。

木村委員長 別々の執行となると、経費も掛かりましになりますし、選挙人や選挙事務も難しい面がでてくると思いますので、原案通りとしてよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

そうすれば、町長選挙と町議会議員選挙は同時執行することと決定いたします。

続きまして、議案第57号「三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の期日等」について、事務局より説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第57号は、三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の期日を定めるものです。

こちら9月定例会で御説明しましたとおり、町長の不在期間、執行経費、三種中学校の開校等の理由により90日特例を適用した同時選挙を、令和8年4月26日投開票、同21日告示とすることが事務局では最も望ましいと考えます。

なお、9月定例会後、議会事務局及び教育委員会事務局へ、現時点での検討状況ということで日程案を情報提供しております。こちらについて11月18日に開催された議会運営委員会で議員へ説明がなされましたが、日程案に関して特段意見は出なかったという報告を受けております。

また、本日の選挙管理委員会終了後、町長・議長・教育長宛に選挙期日が決定した旨を通知し、併せて関係機関や学校行事など

と重ならないよう、配慮をお願いすることとしております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

木村委員長 4月26日に同時選挙を執行という説明でありましたが、ご意見等ございますでしょうか。

田村委員 農繁期と重なると、投票率にも影響してくるためこの日程で適正と思う。

木村委員長 議会からは特段意見は出なかったが、教育委員会からは何か無かったか。

事務局 9月時点で予定を伝えたが、学校サイドも行事を被らないように配慮してくれると連絡を取り合っている。

木村委員長 他にご意見等ないようですので、町長、議会議員同時選挙は、令和8年4月26日に執行することで決定いたします。

次が最後の案件となります。議案第58号「令和8年3月の定時登録日を定めることについて」説明をお願いします。

檜森書記 議案第58号について御説明いたします。次の定時登録があります3月1日が日曜日となっております。定時登録につきましては、公職選挙法の定めにより1日が休日に当たる場合、1日又は直後の休日以外の日に登録することとされています。

ですので、3月の定時登録についても、2日月曜日を登録日に定めたいというものでございます。説明は以上です。

木村委員長 はい、3月1日が日曜日にあたりますので、2日月曜日を定時登録日としたいという事ですが、皆さんよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

では、議案第58号は原案どおり決定いたします。本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4その他」ですが、事務局の方から何かありますか。

檜森書記 はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。

(資料に基づき説明)

今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

特に無いようですので、これで令和7年第8回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前9時50分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____